

## 第3節 災害情報の収集伝達

本町は、地震発生後、大阪府をはじめ防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

### 第1 情報収集伝達

本町は、地震発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、大阪府をはじめ、防災関係機関等に迅速に伝達する。

夜間、休日等勤務時間外における情報収集伝達については、中央監視室を介して事業部建設課が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報を収集伝達する。

#### 1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、大阪府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 警察署からの情報（通報状況等）
- (5) 自主防災組織、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) その他

#### 2 大阪府及び国への報告

被害状況等の報告は災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に大阪府に対して行うが、地震が発生し、本町区域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

なお、大阪府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合は電話及びファクシミリ等の手段による。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府または国（消防庁）に通報する。
- (2) 大阪府への報告が通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告し、事後、速やかに大阪府に報告する。
- (3) 応急措置が完了した後、速やかに大阪府に災害確定報告を行う。

### 第2 防災関係機関の情報収集伝達

地震発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、本町に速やかに報告する。

河川、ため池、海岸・港湾・漁港施設、道路・交通施設、上水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄道、医療機関その他

### 第3 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水、地割れ、井戸水位の急激な変動、湧水の出現、津波の前兆である海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官等は、その旨を速やかに町長に、また、町長は必要に応じて大阪管区气象台、大阪府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

### 第4 通信手段の確保

本町は、地震発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用、衛星通信等の移動通信回線の整備など、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

〔情報収集伝達経路〕

